

施策の取組概要及びスケジュール等について

設置要綱第 2 条に基づき、地域公共交通利便増進実施計画の策定及び施策の実施に関して協議を行う。

1. 地域公共交通利便増進実施計画の位置付け

仙台市地域公共交通計画（令和 4 年 3 月策定）においては、計画で位置付けた目標の実現に向け各種施策の推進に取り組むこととしております。その中で、利用者の利便増進に資する取組について、事業実施箇所、実施主体、実施時期、事業内容等を「地域公共交通利便増進実施計画」として定め、施策の推進に取り組みます。当該実施計画の策定にむけ、事業内容等に関する意見聴取を交通政策推進協議会において行います。

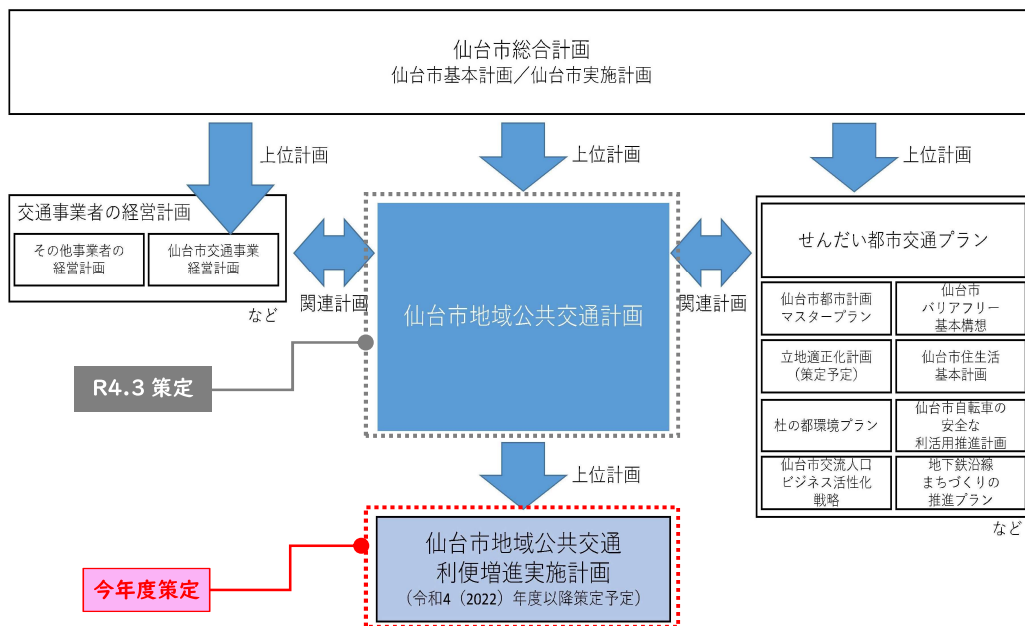


図1 計画の位置付けと関連計画

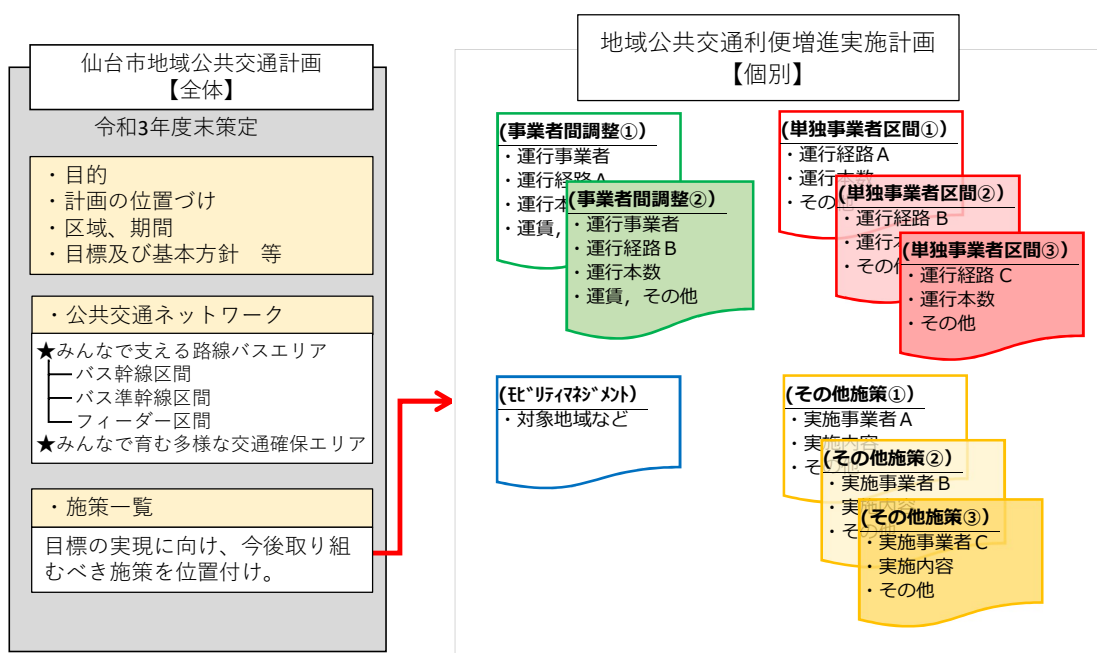


図2 利便増進実施計画に位置付ける施策 体系イメージ

2. 令和4年度検討内容

今年度は、主に下記(1)の検討業務について業務委託を行い、それ以外の施策の検討については、業務委託外で検討する。

なお、利便増進実施計画については、公共交通ワーキングのなかで事業者と合意形成が図られた部分について作成する。

- (1) バス幹線区間・バス準幹線区間における利便性向上策の実施に向けた検討
公共交通ネットワークに位置付けたバス幹線・準幹線区間の事業者間調整及び単独事業者運行区間による利便性向上及び運行効率化に向け、利用者によりわかりやすい等間隔運行や運行ダイヤ調整などの検討を行う。
- (2) フィーダー区間における利便性向上策の実施に向けた検討
公共交通ネットワークに位置付けたフィーダー区間の利便性向上に向け、利用者によりわかりやすい等間隔運行や鉄道との乗り継ぎがしやすいダイヤ設定等の検討を行う。
- (3) 公共交通の利用促進を図るための様々なソフト施策の実施に向けた検討
公共交通の持続的な利用促進等に向け、地域住民との意見交換や公共交通の利用促進に係るツールの配布等を通じ、地域住民に公共交通の利用方法や利便性、利点などの理解を深めてもらうモビリティ・マネジメントの推進に取り組む。
- (4) その他個別施策
上記のほか、地域公共交通計画に位置づけた取組の実施に向け検討を行う。

3. 事業者間調整によるダイヤ調整のイメージ(協議会業務委託にて検討)

業務委託にて、事業者間調整によるダイヤ調整に関する事業内容及び実施効果等の検討を行い、利用者の利便増進に資する取組として計画の取りまとめを行う。

検討区間の例	調整事項の例	実施主体
仙台駅～八木山動物公園駅間	八木山区間におけるオフピーク時の利便性向上に向けたダイヤ調整	仙台市交通局 宮城交通株式会社



図3 検討区間(出典:統合バスマップ)



図4 検討内容(ダイヤ調整)

4. 令和4年度スケジュール案

		地域公共交通利便増進実施計画
スケジュール (予定)	6月	素案検討
	7月	
	8月	協議会にて意見聴取（素案）
	9月	実施計画案検討
	10月	
	11月	協議会にて意見聴取（実施計画案資料）
	12月	実施計画案提出
	1月	計画修正
	2月	
	3月	計画策定（協議会に報告）